

令和２年度主要事業に関する要望書

市立学校への産業医の配置、学校医の年間報酬の見直し

- (１) 教職員保健管理担当医の職務及び報酬等の見直しについて
- (２) 学校医の報酬額の見直しについて

市立学校への産業医の配置、学校医の年間報酬の見直し

(1) 教職員保健管理担当医の職務及び報酬等の見直しについて

広島市立学校において、平成 20 年度から教職員健康管理医の離職増加とそれに伴い新たに就任する医師がなかなか見つからない状況となり、平成 30 年度に市内大規模校の内 2 校でとうとう就任する医師が不在になるという問題が発生しました。以後、教職員健康管理医の職務内容・報酬額の見直しについて、広島市教育委員会と広島市医師会・安佐医師会・安芸地区医師会の三医師会及び中区・東区・西区・南区・佐伯区の 5 区医師会との協議を重ねてきました。最終的に平成 30 年度に下記要望を広島市教育委員会に申し入れを行っております。

《要望》

- (1)令和 2 年度からは、教育委員会が産業医を確保し、その産業医が、全ての学校において産業医が果たす職務（健康相談・保健指導（適時）や長時間労働者に対する面接指導など）を担当する体制を整えること。
- (2)その実現に向け、まずは平成 31 年度から、教職員数 50 人未満の学校における担当医の職務は、定期健康診断に係るもののみとし、健康相談・保健指導（適時）や長時間労働者に対する面接指導は職務から除くこと。
- (3)また、現在、担当医が定期健康診断時に行っている全教職員との面接を、平成 31 年度から指導区分を基に担当医が必要であると判断した者及び面接を希望する者に変更すること。

これまで広島市教育委員会と度重なる協議を行いましたが、広島市教育委員会は「すぐには産業医の配置は難しい」等、曖昧な回答を繰り返された結果、何ら解決策を見出して対策が講じられることなく 1 年間を無為に過ごしました。平成 30 年 12 月 20 日付け文部科学省事務連絡に産業医の未選任は労働安全衛生法に違反すると明記されています。現状の広島市立学校の教職員健康管理体制は法律違反です。

労働者である教職員は労働安全衛生法による健康診断を受ける権利がある一方で、学校保健安全法において健康診断の規定もあります。労働安全衛生法と学校保健安全法の整合性について、広島市教育委員会でしっかり検討されなければ問題解決には至りません。

広島市教育委員会におかれましては、少しでも早期に対応策を講じていただくよう要望いたします。

(2) 学校医の報酬額の見直しについて

学校医に対して、平成 28 年 11 月～平成 29 年 1 月の期間に「学校医の現状に関するアンケート調査」を実施（回答率 59.4%）した結果、「健診にかかった時間」は「前年比で 1.2 倍」が 53.7%、「1.5 倍」が 17.1%、学校や地域において「学校医の業務で感謝されたこと・やりがいを感じたことはあるか」の回答で、「ない」が内科・小児科 35.2%・眼科 28.3%・耳鼻咽喉科 37.2%もあり、今後の大きな課題となりました。

広島市ではすでに学校医の離職問題が深刻化しています。市域の三医師会とも、広島市より学校医の推薦依頼をいただいても推薦候補者を見つけるのに大変苦慮しているのが現状

です。内科学校医は本来専門ではない運動器検診を行っていますし、健康管理プログラムにより児童・生徒の健康管理を行っています。眼科学学校医と耳鼻科学学校医はもともと学校医のなり手が少ないため、多くの学校を兼任しており、担当校以外にも学校健診の協力を行っていることから出務回数が非常に多くなっています。また、眼科学学校医は基本的な健診以外に色覚検査に関する相談も行っています。

しかしながら、広島市の学校医報酬は、例えば小学校の内科学校医の場合では年間228,800円であり、平成20年より変更されていません。学校医は、自分の仕事を削ってまで学校保健に協力している上に、職務が増えているにもかかわらず「感謝されていない、報われていない」と感じています。一例として他都市の報酬額（平成25年時点）を挙げると、横浜市344,200円、大阪市436,800円であり、同様の業務を行っているにもかかわらず大きな差がある状況です。

広島市におかれましては、学校医の待遇改善の一助として、本市における学校医の報酬額を他の政令市と比較して遜色ないものとなるように見直していただくとともに、市域内の医師会が関係する隣接市町における報酬額についても格差が生じることのないよう働きかけていただくようお願いします。